

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 福島県郡山市<br>( 07203 )   |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 西田地区<br>( 芹沢、根木屋、鬼生田3区、鬼生田2区、鬼生田1区、鬼生田4区、三町目平、三町目中央、三町目上、大田、李田、宮田、木村、板橋、丹伊田、高柴、土棚 ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年8月28日<br>(第3回)  |  |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西田地区は、農業者の平均年齢70.32歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・有害鳥獣(ハクビシン、アライグマ、ミンク、タヌキ、カラス等)の被害が増加傾向にある。
- ・市内他地区と比べて農業者の高齢化が進み担い手も減少傾向にあり、特に水稻を行う農業者が減少していく事が想定される。
- ・直売所向け野菜を生産している人が増えてきている。
- ・今後の気候変動に対応できるよう水源の確保が必要であるが、現時点では緊急での対応を要するような状況とはなっていない。
- ・地目が畑の農地は基盤整備等が未実施のエリアが多く、年々荒れてきている状態である。
- ・高齢化が進んでおり、担い手不足が加速化している。
- ・小区画で農地への接道状況等が悪いなど、効率的に作業がしにくい農地が多い。
- ・用排水路の維持管理には、中山間や多面の方にも参加いただいて地域で維持している状況であるが、今後は土地の管理者である地主等にも参加いただき地域で農地を維持していく必要性を感じている。

【地域の基礎的データ】

農業者:285人(うち50歳代以下17人)  
 団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体  
 主な作物:水稻、畜産(肉用牛)、大豆、麦、野菜(ナス、ピーマン、アスパラガス、さつまいも、ブロッコリー)、果樹(梅)、花き、きのこ等

(2) 地域における農業の将来の在り方

市内他地区と比べて高齢化が進んでいることから、認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、地域内での機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、入作者も含め、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、観光化やブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

- ・一つ一つの圃場が小区画であることや、担い手減少となっていることなどから、基盤整備事業を活用した農地の維持を地域として検討を進めていく。その際には、新規就農支援ゾーン、ベテラン農業者ゾーン、小規模農業者ゾーン、法人ゾーンなどのゾーニングを行っていくことを、農業者のみならず、地主や地域の方で話合っ地域農業の活性化を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 741 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 741 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| <h3>(1) 農用地の集積、集約化の方針</h3> <p>地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。</p>  |
| <h3>(2) 農地中間管理機構の活用方針</h3> <p>地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。<br/>また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。</p>  |
| <h3>(3) 基盤整備事業への取組方針</h3> <p>基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。</p>   |
| <h3>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</h3> <p>農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者や農業参入の事業者等についても農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行う受皿を整備するとともに、担い手確保・育成に努める。<br/>また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、地域内での機械の共同利用なども積極的に検討していく。</p> |
| <h3>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</h3> <p>地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。</p>  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |   |  |  |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②⑨耕畜連携等(循環型農業)については、地域全体での減農薬も含め、地域内で積極的に検討を進めていく。
- ③農作業の効率化等を図るため、地域内でスマート農業の取り組みについて検討していく。
- ⑤観光資源(梅)を中心とした地域農業の活性化を図ることを地域の話合いによって進めていく。
- ⑦用排水路に維持管理については、現状は多面事業や中山間の事業を活用しているが、今後は、農業者のみならず地域で対応する必要がある、定期的な話合いにより検討を重ねていきたい。
- ⑩地域内農産物の販路拡大として、ネット販売も視野に入れ、地域の話合いの場において積極的に検討していく。